

地域共生社会と居住支援

～居住支援に係る抱樸の取り組みについて～

令和2年度 第1回九州厚生局地域共生セミナー

NPO法人 抱樸

NPO法人 ホームレス支援全国ネットワーク

一般社団 生活困窮者自立支援全国ネットワーク

一般社団 全国居住支援法人協議会

公益財団法人 共生地域創造財団

一般社団法人 全国伴走型支援推進協会

東八幡キリスト教会

代表 奥田知志



0、コロナ禍の現状

コロナの現状

世界の感染者 6555万人 死者151万人

日本の感染者 18.5万人（新規2993人）

回復者12.9万人 死者2581人（12／15）

①コロナ関連失業者数 **74,055人**

（新型コロナウイルスに関連した雇用調整の状況の解雇等見込み労働者数（11月27日集計分））

②生活保護申請数 (2019年度) 222,971件 (2020年度) **112,756件** (4～9月)

③住居確保給付金数 (2019年度) 約4千件 (2020年度) **約10万件** (4～9月)

④緊急小口貸付数 (2018年度) 7,145件 (2020年度) **84.8万件** (12月2日現在)

⑤総合支援貸付数 (2018年度) 421件 (2020年度) **50.7万件** (12月2日現在)

⑥生困自立相談総数 (2019年度) 24.8万件 (2020年度) **39.2万件** (4～9月)

⑦自殺者数 (2019年) 20,169人 (2020年) **17,219人** (1～10月)

※2020年10月の自殺者数 2153人 (前年の4割増)

1、NPO法人抱樸について

「ひとりにしない」という支援

■ 団体概要



活動開始 1988年12月(北九州越冬実行委員会)
法人設立 2000年11月(2004年より『認定NPO』)
正会員数 183人 賛助会員数 204人
法人会員数 5社
ボランティア 約1,500人 スタッフ数 110人
年間寄付 3000万円～5000万円

活動エリア 福岡県(北九州市、中間市、福岡市)、
山口県(下関市)
自立者数 約3,500人 継続サポート約2,000人
自立達成率 90%(6か月の支援プログラム)
自立生活継続率 92%
就労率 56.6%

シェルター及び社会的住居定員 84室
サブリース型支援付き住居 71室
年間の居住支援数 227人(2017年度)



■ 抱樸の活動



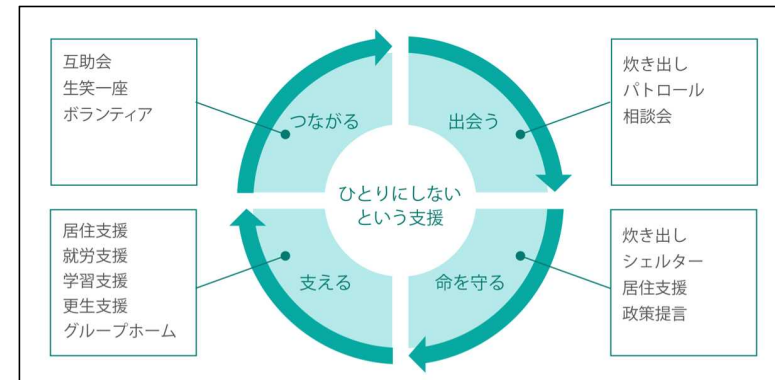
社会に居場所がない。困っているのに、「助けて」と言える誰かがいない。生きることに疲れ果て、自分が困っていることにさえ気づけない。— 私たちの周りには、見えるところにも、そして見えないところにも、多くの孤立と困窮の現実があります。

私たちは、誰も取り残されない社会をつくりたい。誰もがありのままの状態を受け入れられる社会をつくりたい。「自己責任」と、家族の役割ばかりが大きくなっていく風潮の中で、何の心配もせずに「助けて」と言える社会をつくりたい。

32年の活動を通して、ホームレスの数は減少しました。

路上で生活する人が減っても、見えない貧困は増えています「ネットカフェ難民」という言葉に象徴されるような、見えづらくなった貧困。そして、本当に困ってしまったときに頼れる他者がいないという社会的な孤立。

貧困、格差、そして孤立はもはや常態化しています。もし、いざと言うときに頼れる人が誰も思い浮かばなかったら、あなたも「家のあるホームレス」かもしれません。私たちはそんな社会をどうしても変えたい。北九州から日本中に、誰も孤立しない社会を広げます。



NPO法人抱樸の概要

◆沿革

- | | | | |
|---------|---|---------|---------------------------------|
| 1988/12 | 北九州越冬実行委員会発足(現法人の前身) | 2012/10 | 福岡県「ふくおか共助社会づくり活動表彰」受賞 |
| 2000/07 | 臨時総会にてNPO法人の設立を決定。
名称「北九州ホームレス支援機構」 | 2013/09 | 抱樸館北九州・デイサービスセンター抱樸(ほうぼく)開所 |
| 2000/11 | 「NPO法人北九州ホームレス支援機構」認証 | 2013/10 | 多機能型事業所ほうぼく(抱樸)開所 |
| 2004/09 | 「ホームレス自立支援センター・北九州」開所。 | 2013/10 | 「子どもに対する学習支援モデル事業」開始 |
| 2004/12 | 国税庁より「認定NPO法人」に認定される | 2013/11 | 北九州市「認定NPO法人」認定 |
| 2007/04 | 自立生活援助ホーム「抱樸館下関」開所 | 2014/07 | 団体名称を「抱樸(ほうぼく)」に変更 |
| 2008/09 | 社会福祉法人グリーンコープとの協働により
福岡市で巡回相談を開始 | 2014/07 | 公益財団法人社会貢献支援財団「社会貢献活動表彰」受賞 |
| 2009/02 | 北九州市内にて「緊急シェルター抱樸館」を開所 | 2015/04 | 中間市生活困窮者自立支援事業開始 |
| 2009/02 | 「ふくおか社会貢献活動表彰(NPO・ボランティア団体と企業との協働部門)」を
(株)サンキュードラッグと共に受賞 | 2016/12 | 読売福祉文化賞 受賞 |
| 2009/10 | 浄土宗・第3回「共生(ともいき)・地域文化大賞」受賞 | 2017/01 | 第1回賀川豊彦賞 受賞 |
| 2010/05 | 社会福祉法人グリーンコープによる困窮者支援施設「抱樸館福岡」開所 運営に協力 | 2017/09 | 居住支援事業 開始 |
| | | 2017/10 | あらたな抱樸館下関計画検討開始
(現 抱樸館下関 閉館) |
| | | 2017/11 | 理事長奥田が糸賀一雄記念賞を受賞 |
| | | 2017/12 | 福岡県より居住支援法人の指定を受ける |
| | | 2018/05 | ほうぼく第2作業所 事業開始
「グループホーム抱樸」開設 |

2、居住支援の課題

居住(きょじゅう)とは、一定の住まいを定め、
そこに住んで自分たちの生活を営むこと。

そこに家族の生活の拠点を定めて、
寝食を共にし、子供を育て、客を招き、社会活動、経済活動を行い、
生活をしていくこと。

※住宅(ハコ)のみを指す概念ではない。
(フリー百科事典『ウィキペディア(Wikipedia)』より)

住居を失うということ

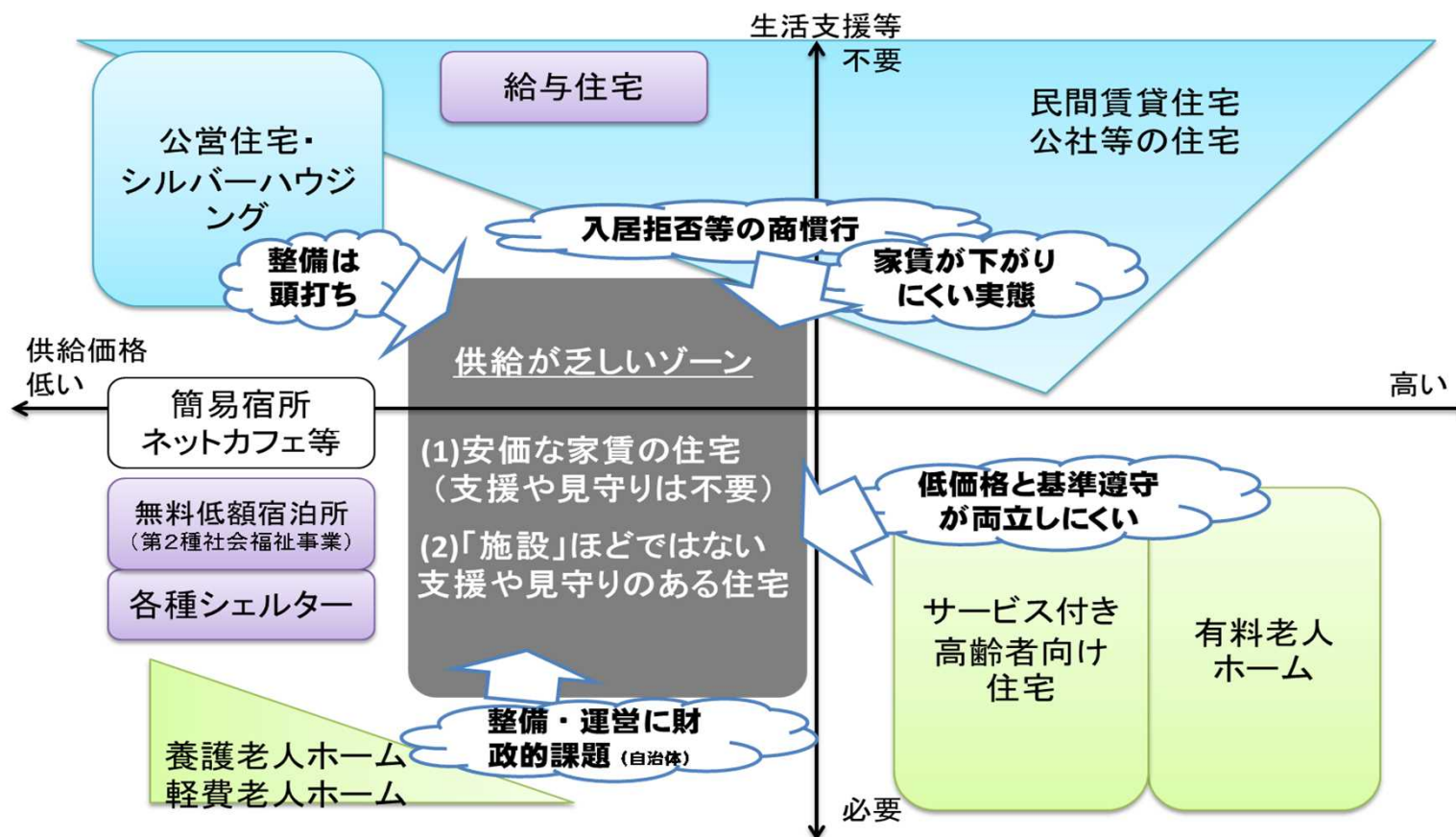
第一「生存的危機」

第二「社会的危機」

第三「孤立の危機」

居住支援のフィールド・・・廉価と支援付

居住に関する資源を巡る課題



平成27年度社会福祉推進事業
「これからの低所得者支援等のあり方に関する検討会」報告書(株式会社野村総合研究所)より

住宅確保要配慮者等に対する居住支援施策（見取り図）（案）

住宅確保要配慮者等に対する効果的な居住支援の実現に向けては、①居住支援協議会が関係者の連携ネットワークを構築しつつ、②ハード面の供給、③連帯保証人・緊急連絡先の確保、④入居支援等、⑤生活支援の提供、の5本柱で進めていくことが必要。

対象者 支援施策	低所得者 (生活保護受給者含む)	高齢者	障害者	子育て世帯 (ひとり親・多子世帯)	DV被害者	児童養護施設 退所者
関係者の連携	居住支援協議会(基礎自治体レベルの活動の充実)★					
ハード面の供給	保護施設★ 無料低額宿泊所等	特別養護老人ホーム★ 認知症高齢者グループホーム▲ 養護老人ホーム★ 軽費老人ホーム★ 有料老人ホーム★ サービス付き高齢者向け住宅★	障害者グループホーム (共同生活援助を行う場)▲ 福祉ホーム★	(※2)	婦人保護施設● 婦人相談所一時保護施設● 母子生活支援施設★	
	公的賃貸住宅(公営住宅・地域優良賃貸住宅等)★					
	民間賃貸住宅(新たな住宅セーフティネット制度):①登録住宅(入居拒否しない住宅)★、②専用住宅(改修費補助・低所得者の家賃低廉化)★【新設】(※1)					
	居住支援法人(新たな住宅セーフティネット制度):①居住支援法人による家賃債務保証●、②住宅金融支援機構による家賃債務保証保険【新設】(※1)					
連帯保証人・緊急 連絡先の確保	家賃債務保証会社(民間):①一定の要件を満たす家賃債務保証会社を登録☆、②住宅金融支援機構による家賃債務保証保険【新設】(※1)				社会的養護自立支援事業(仮称)★ (ひとり親及びDV被害者は、母子生活支援施設や婦人保護施設等の施設退所者に限る)	
入居支援等 (相談、住宅情報、契約サポート、コーディネート等)	居住支援協議会★、居住支援法人(新たな住宅セーフティネット制度)【新設】●(※1)					
	生活困窮者自立支援制度(居住支援)★					
生活支援 の提供	居住の安定確保支援事業 (生活保護受給者)★ 保護施設★ 一部の無料低額宿泊所等	地域支援事業▲ (高齢者の安心な住まいの確保に資する事業) (介護予防・日常生活支援総合事業) 介護保険サービス▲	地域移行支援▲ 地域生活支援事業 (居住サポート事業等)★ 障害福祉サービス等 (居宅介護・地域定着支援等)▲	母子・父子自立支援員★ ひとり親家庭等 日常生活支援事業★ ひとり親家庭等 生活向上事業★	婦人保護事業★	社会的養護 施設退所者 等に対する 自立支援資 金貸付事業 ●
	日常生活自立支援事業					

【施策】	【実際の措置等】
■ 国交省	☆: 国
■ 厚労省	★: 都道府県、市町村
■ 共管	●: 都道府県
	▲: 市町村
	11

(※1) 新たな住宅セーフティネット制度については、関連法案を平成29年2月3日に閣議決定
(※2) 課題である障害者の高齢化・重度化に対応するため、重度障害者に対応したグループホームを創設予定(H30年度～)
(※3) 高齢者向けの施策として、上記のほか「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」により、①住まいの確保支援、②入居支援及び生活支援を実施(H26～)

新たな住宅セーフティネット制度の枠組み

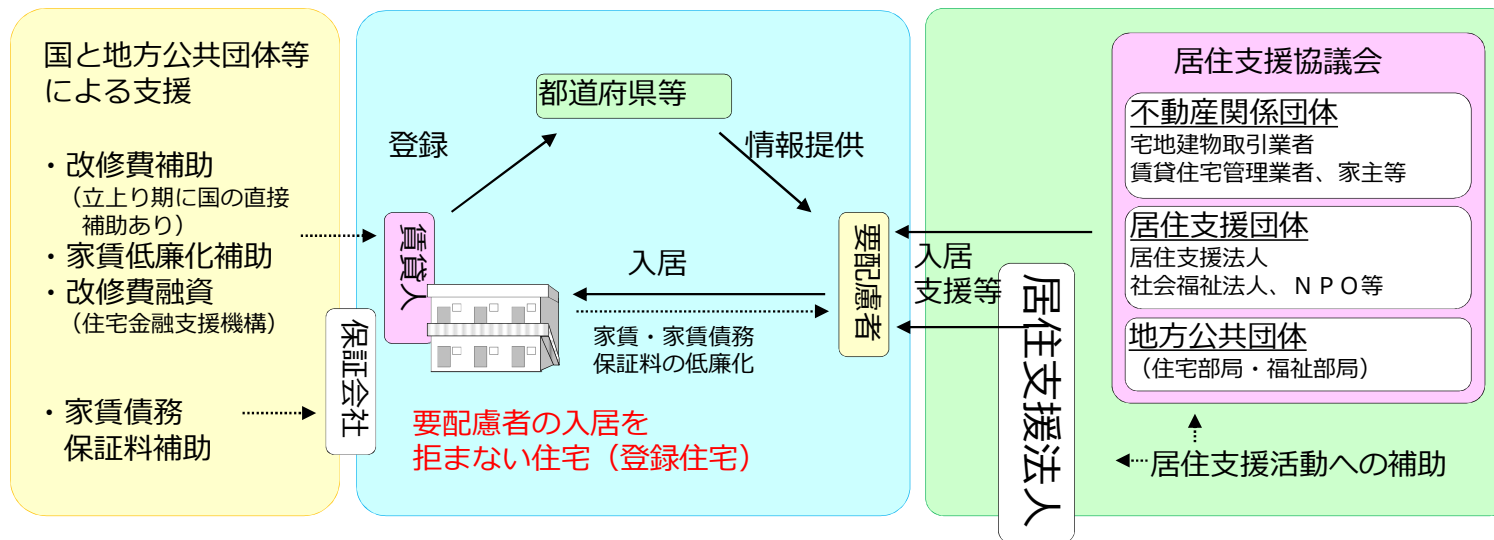
※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律（平成29年4月26日公布 10月25日施行）

① 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度

② 登録住宅の改修・入居への経済的支援

③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

【新たな住宅セーフティネット制度のイメージ】



3、居住支援法人の働き

居住支援法人の働き その① 二つの困窮

●社会的孤立ちう視点が重要

⇒最初の住居設定・・・ゴミ屋敷

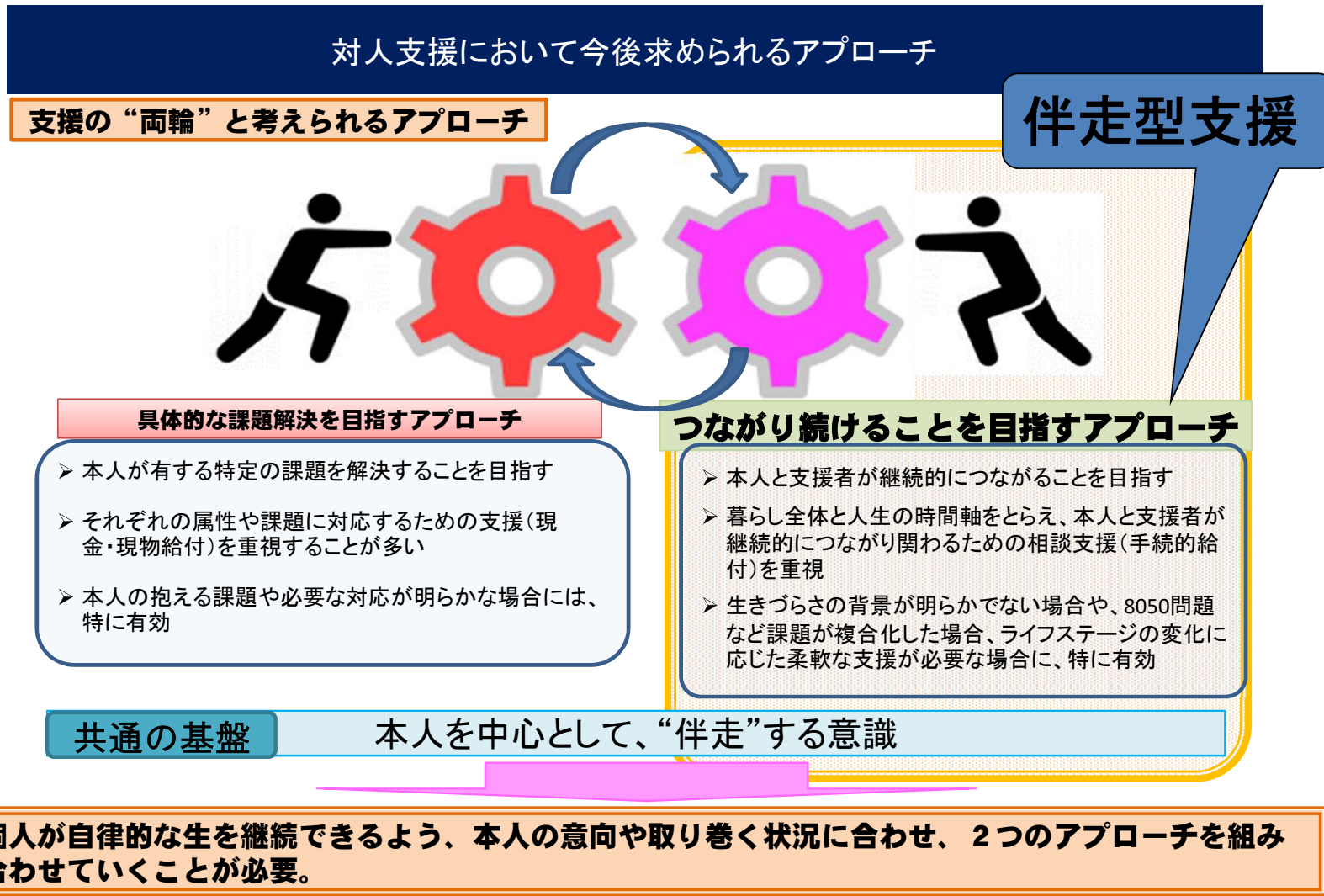
⇒自立が孤立へ

⇒30年を支える視点

ハウスレス（経済的困窮）とホームレス（社会的孤立）

※ハウスとホームは違う

抱樸が提唱してきた孤立に着目した伴走型支援が厚労省の次年度施策に明記された。



厚生労働省令和元年12月
地域共生社会推進検討会議最終まとめ

伴走型支援とは（奥田案 2020年11月時点）

伴走型支援は、社会的孤立に注目した支援である。よって、伴走型支援は、孤立化が進む現代社会において「つながる」ことを目的とする。従来の具体的な問題、特に経済的困窮に焦点を当て、その解決に重点を置いた「問題解決型支援」と並行する「孤立解消を目的とした支援」である。

社会的孤立がもたらすリスクとして、自分自身から疎外（自身の存在意義不明）、生きる意欲の低下、結果としての社会コストの増大などが考えられる。伴走型支援は、この課題と取り組む。

従来、「つながり」は企業や地域、特に家族において担われてきた。企業が脆弱化し不安定な雇用が増える中で家族もまた脆弱化した。この状況を踏まえ、伴走型支援では、「赤の他人がつながり」、「家族機能を社会化」することを目指す。

伴走型支援の担い手は、第一に専門職であるが「つながりの常態化」へと広がる必然性を考えると、従来型の「身内の責任」という「家族主義」を超えた「新しい家族」、知人、友人、そして地域だと言える。

さらに、この点において「つながり」は、拡大することが必要で「開かれたつながり」でなければならない。すなわち、伴走型支援においては「継続性」が課題となる。従来の問題解決型支援においては、支援期間が「支援開始」から「支援終結」となるが、「伴走型支援」は「つながり」を目的とするため、最終的には「もうひとりにさせない地域社会の創造」が課題となる。この点で伴走型支援は、人生（支援）を基調とした時間軸を持たざるを得ない。

居住支援法人の働き

その② 相談は総合的に！

住宅だけ困窮している人はいない

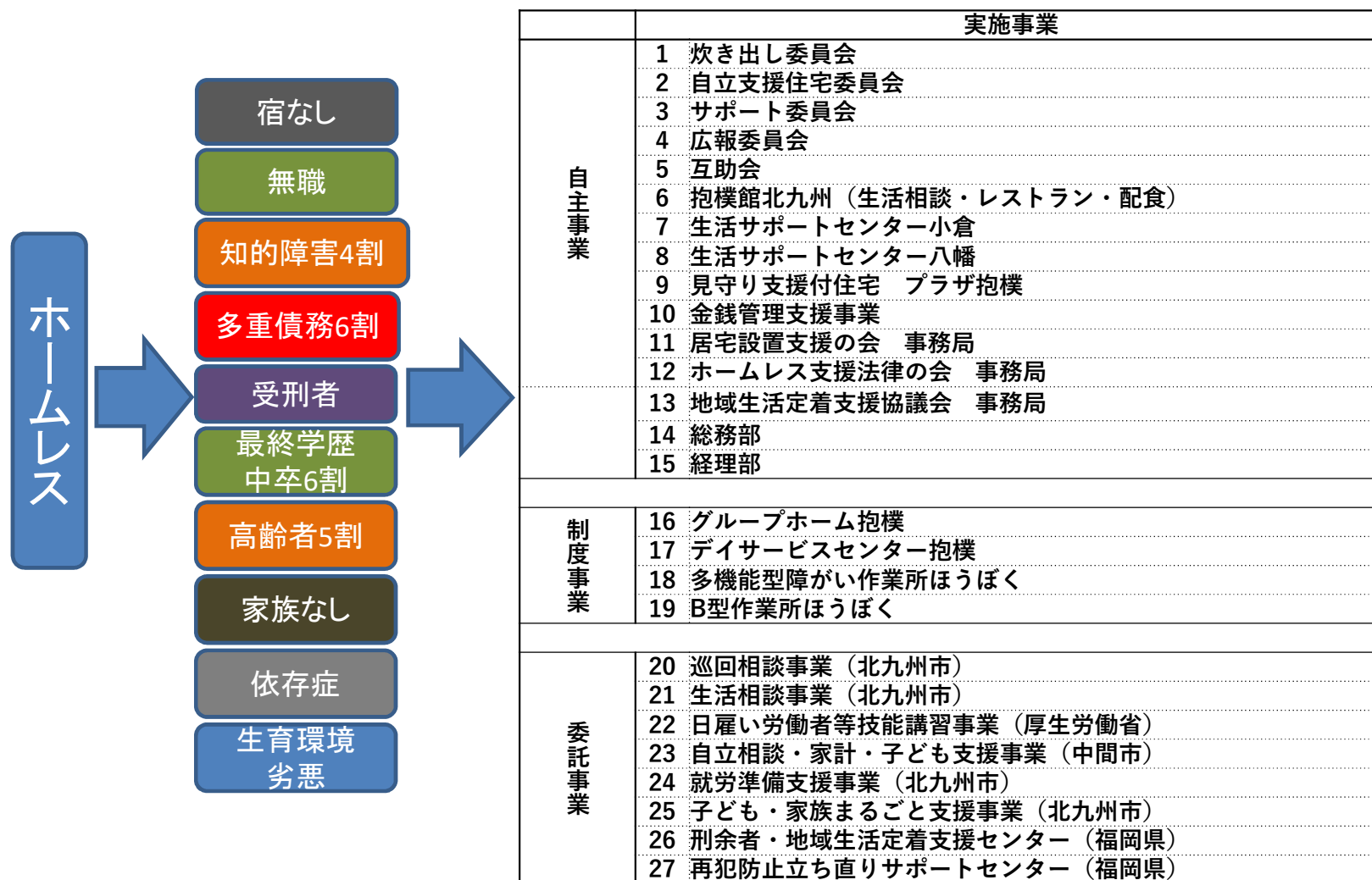
- 複合的な困難要因・・・総合相談が基本
- その他の相談事業所との多機関連携必要
 - ⇒生活困窮者自立支援
 - ⇒地域包括支援センター
 - ⇒障害者相談事業
 - ⇒その他・・・母子、ホームレス
外国人・就労支援・

※厚労省・地域共生社会「断らない相談」

NPO法人抱樸の活動特徴⇒自由

①人を属性で見ない ②一人との出会いから事業展開 ③断らない

抱樸27事業 自主事業 15事業 制度事業 4事業 委託事業 8事業



居住支援法人の働き その③

2つの安心の確立 日常生活支援

◆入居者の安心

- ⇒見守り
- ⇒生活支援（家族機能の社会化）
- ⇒相談できる人の存在 ⇒保証人確保
- ⇒自己実現

◆大家・不動産オーナーの安心

【入居拒否の理由】

- ⇒家賃滞納の心配
- ⇒保証人がいない
- ⇒相談先がない
- ⇒見守りがない（生活支援）
- ⇒孤立死の危険性・死後事務（葬儀含む）

※65歳以上の単身世帯 624万世帯（2015年）

抱樸の総合的生活支援

NPO「自立生活サポートセンター」の直接支援メニュー

- ①就労支援・定着支援
2016年度離職者14名、再就職者16名
職場との連携…無断欠勤時の訪問確認
- ②住居支援
相談対応 近隣トラブル対応
大家や管理会社との連携
転居支援…転居54名の支援
- ③福祉事務所等の連携による支援
保護CWとの協働
- ④健康・保険支援
健康状況の把握と助言。
受診同行、服薬管理、病院との情報共有
- ⑤親族・地域との交流支援
親族との連絡、再会支援
地域住民(民生委員含む)との交流支援
- ⑥他法活用による支援
年金の受給申請、雇用保険、傷病手当申請
障がい者手帳の取得支援
- ⑦法律・人権支援その他
債務の法律相談、逮捕拘留時の弁護士連携
(定着支援センターとの連携)
- ⑧定期訪問
データベース3ヶ月記載なし基準)
いつでも相談できる体制
買物同行 個食防止…「お昼ご飯を一緒に支援」
- ⑨互助会連携
世話人会が、行事カレンダー等を毎月 訪問配布
葬儀は、互助会葬で実施
- ⑩看取り等支援
自立の5本柱
「自立した者は一人で死なない、一人で死なせい」
葬儀社連携、宗教の連携(葬儀、納骨)
(路上7割、自立後5割で無縁仏)
- ⑪金銭管理支援
アディクション対応(ギャンブルやアルコールなど)
本人同意前提で金銭管理実施
定期来所はケアのチャンス
自立支援法の「家計支援」とは違う
⇒後見人の手前を支援
昨年の年間対応件数14,104件（700名）
日常的金銭管理268名
(毎日3名、週2回1名、週1回118名、月2回59名、
月1回24名、その他63名) 積立管理支援は187名

居住支援法人の働き

その④ 債務保証人確保

独自でやるか、**機関保障との連携**でやるか

⇒居住支援法人が保証人になる

※国に因る事故補償（7割）

⇒機関保障会社との連携可能

⇒「家賃情報」は、見守り・生活支援の基本

滞納情報をいかにして早くつかむか

⇒抱樸の場合

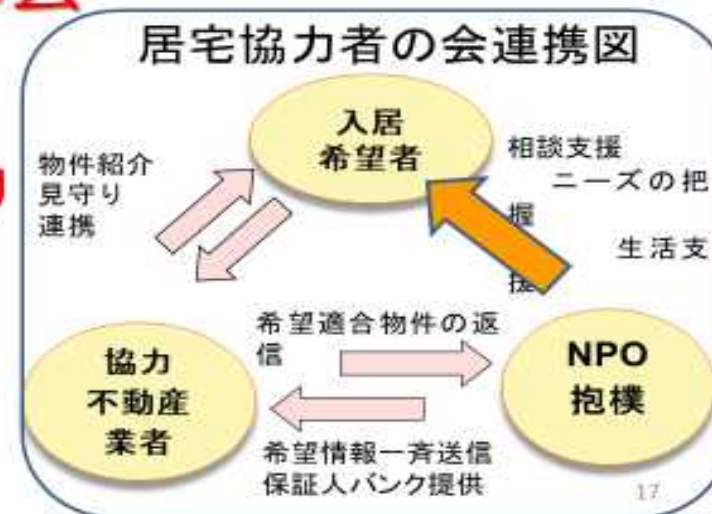
居住支援法人の働き その⑤ 物件確保と入居支援 専門職との連携

一般不動産市場における物件確保 ⇒空き家バンクよりも有効

自立支援居宅協力者の会 北九州・福岡で53社

NPOと不動産業者による見守り

- ①ニーズに合わせた物件
- ②不動産業者による見守り
⇒家賃滞納の早期発見
- ③NPOによるサポート



NPO法人抱樸 2017年度居宅支援実績

	センター	支援住宅	定着	就労	下関	巡回	中間	サポ	合計
居宅相談人数	53	8	54	2	24	90	61	72	364
入居件数	53	8	26	2	24	47	7	62	229
民間	36	6	6	0	10	13	5	21	97
見守り付き住居	3	1	0	1	1	2	0	12	20
高齢者向け住宅	1	0	0	0	0	0	0	5	6
グループホーム	7	0	4	1	2	1	0	7	22
その他施設	6	1	16	0	11	31	2	17	84

年間相談件数 364件
入居者 229人

居住支援法人の働き
その⑥ 本職 + α \Rightarrow 看板
事業化は必至

- \Rightarrow 居住支援法人は看板
- \Rightarrow 本業の存在が重要
- \Rightarrow 課題は持続可能な事業化
 - ※「生活支援費用」はどこから？
- \Rightarrow 居住支援法人の働きを実質的にしている団体・企業は多い
- \Rightarrow いつまでもあると思うな補助金！

居住支援法人の働き
その⑦ 共生地域をコーディネート
地域で支える・友達と出番

NPO抱樸における「地域互助会」

- ①誰でも入会可能 年会費6000円(月額500円)
- ②会員数270名(内当事者:なかまの会 150名)
- ③世話人20名 見守り活動(定期訪問)
- ④年間行事 バス旅行、花見、新年会、誕生日会
- ⑤サロン 卓球(毎週)、カラオケ(毎週)、かふえ(毎週)
- ⑥看取りと葬儀 互助会葬と偲ぶ会(追悼集会)

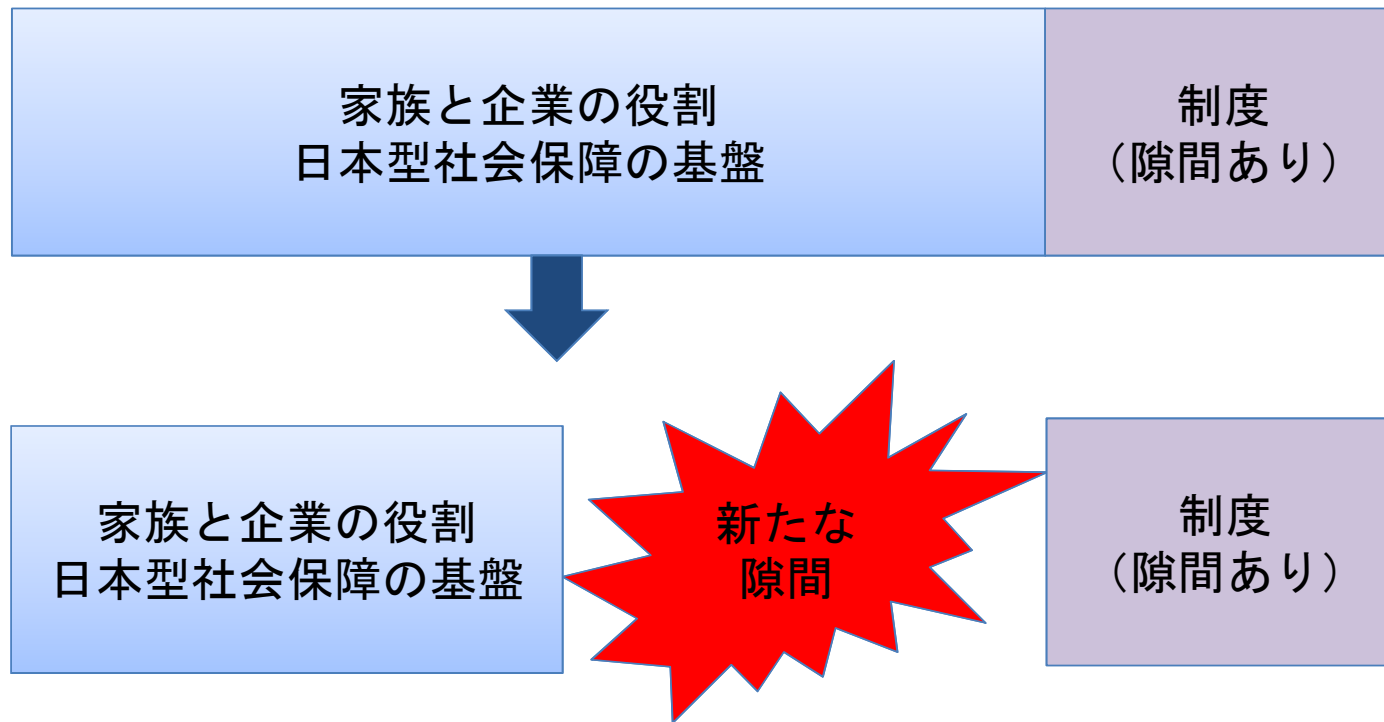
⇒大家の安心へ

地域での支え合いの仕組み—居場所と出番
家族機能の社会化
互助会

- ①誰でも入会可能 年会費6000円(月額500円)
- ②会員数270名(内当事者:なかまの会 150名)
- ③世話人20名 見守り活動(定期訪問)
- ④年間行事 バス旅行、花見、新年会、誕生日会
- ⑤サロン 卓球(毎週)、カラオケ(毎週)、かふえ(毎週)
- ⑥看取りと葬儀 互助会葬と偲ぶ会(追悼集会)

⇒大家の安心へ

地域共生とは？
「家族機能の社会化」
従来の社会構造⇒家族・企業と制度
現在・・・家族と企業の縮小
制度の隙間と**制度との隙間**





家族(家庭)モデルの5つの機能

社会保障・・・家族機能の社会化(赤の他人の登場)

①家庭内サービス提供

サービスの提供・・・住居、食事、睡眠、看護、教育、服飾、介護
 ※この部分の社会化も進行中・・・ファミマお母さん食堂、介護保険

②記憶の装置

記憶・・・アイデンティティとデータベース

③家庭外資源活用一つなぎ・もどしの連続的行使

家族のニーズに応じた社会的資源をコーディネート
 もどし機能・・・社会資源淘汰機能

④役割と意味の付与・・・自己有用感確保・相互性の担保 助けられるから助けるへ

⑤何気ない日常(葬儀まで)・・・問題解決ではなく、生活そのもの

日常生活支援と言う新たな分野

※良い社会とは？・・・赤の他人が葬儀を出し合う社会

※この部分の費用負担をどうするか⇒事業化と公的助成の組み合わせ

葬儀は家族機能そのもの
赤の他人が葬儀を出し合う社会⇒地域共生社会
家族機能の社会化



葬儀の実施と互助会
による残置物処理に
より、大家の貸し渋
りがなくなった。
(高齢単身者に部屋を貸
したくない⇒大家の8割)

4、抱樸が実施するサブリース型 日常生活支援付き居住の実践

空き家活用

家族無き時代の⇒「家族機能の社会化」

サステイナブル⇒ソーシャルビジネス

既存住宅ストック活用

① 北九州市の現状⇒人口減少⇒空き家の増加

北九州市の2018年10月時点の空き家率⇒15.8%

全国の政令市ワースト2

7万9300戸が空き家

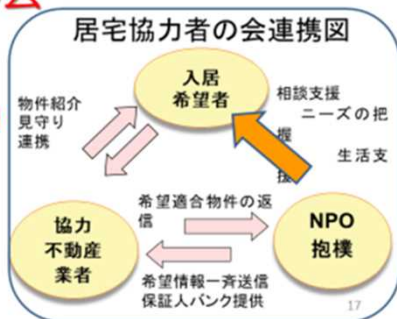
② 抱樸の住宅ストック活用システム

一般不動産市場における物件確保
⇒空き家バンクよりも有効

自立支援居宅協力の会
北九州・福岡で53社

NPOと不動産業者による見守り

- ①ニーズに合わせた物件
- ②不動産業者による見守り
⇒家賃滞納の早期発見
- ③NPOによるサポート



ロイヤルプラザビルのオーナーの田園興産は、自立支援居宅協力の会のメンバー。

近年、ロイヤルプラザに空室が目立つようになった。

現在、抱樸がサブリースし、支援付き住宅等として活用している。



2017年度空き家活用型入居マッチング
相談件数 364件
入居者(施設入所84件除く)145人

審査で落とさない・生活支援付き債務保障 「債務保証会社」と「NPO抱樸」による生活支援付保証事業

目的

住宅確保要配慮者(生活困窮者)の居住喪失を防ぐため

抱樸と債務保証会社が連携し、生活保障と家賃保証の新しい枠組みをつくる

対象

従来、オーナー・不動産会社のリスクを理由に入居拒否される人々

家賃債務保証会社の審査が通らない層

枠組み

■入居支援・保証人提供(債務保証会社:オリコフォレントインシュア)

⇒オーナー・不動産会社のリスク(滞納や原状回復リスク)を保証し、契約者の生活危機情報を早期にキャッチする事で生活支援につなげる

⇒月二回のオートコールにて安否確認。確認できなければ抱樸への連絡。

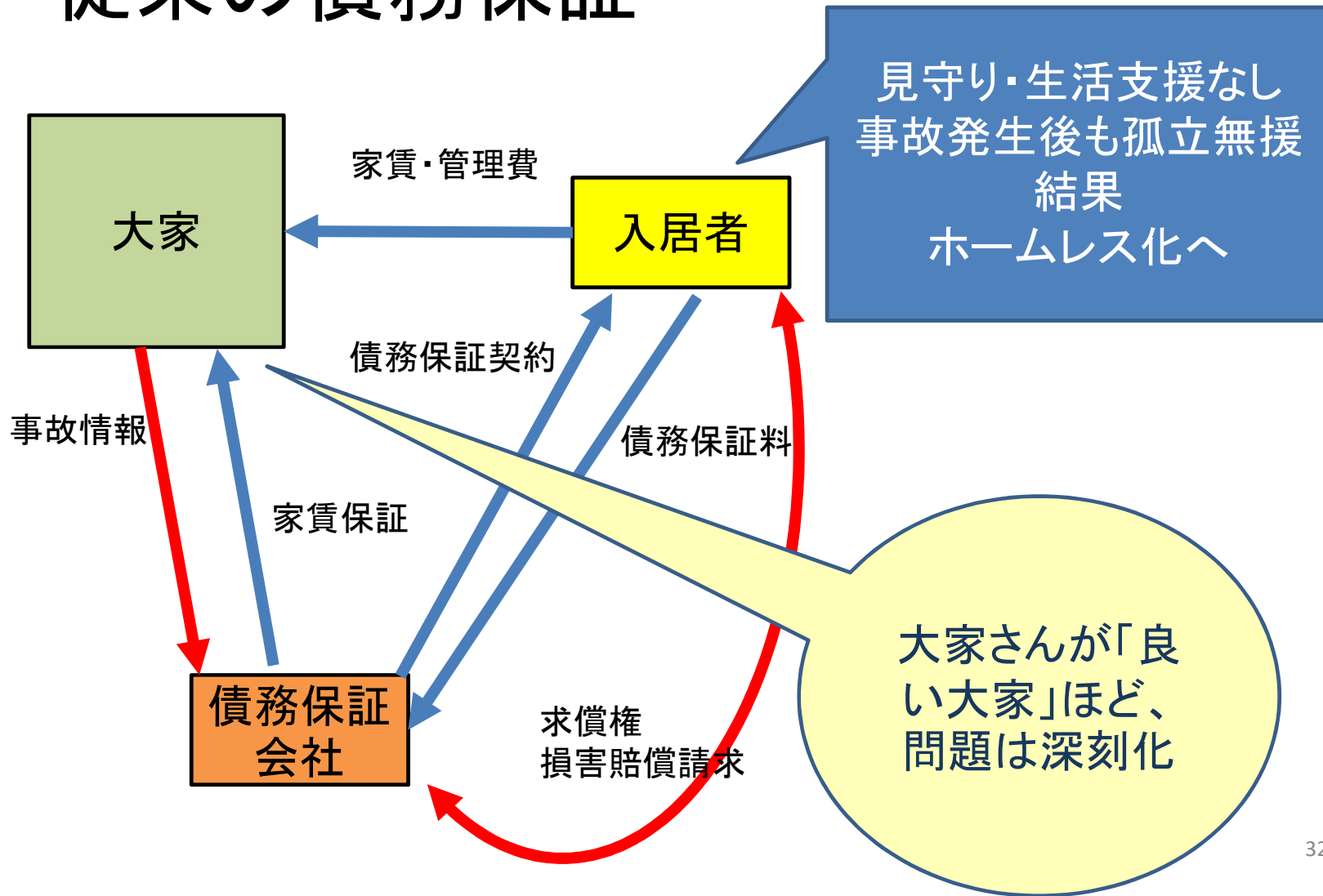
■見守りと生活支援(抱樸)

⇒契約者の相談、見守り、緊急対応を行い、安定的な日常生活へ立て直しを伴走する

■費用 保証会社…初回1カ月分 毎月収納する金額の1%の保証料

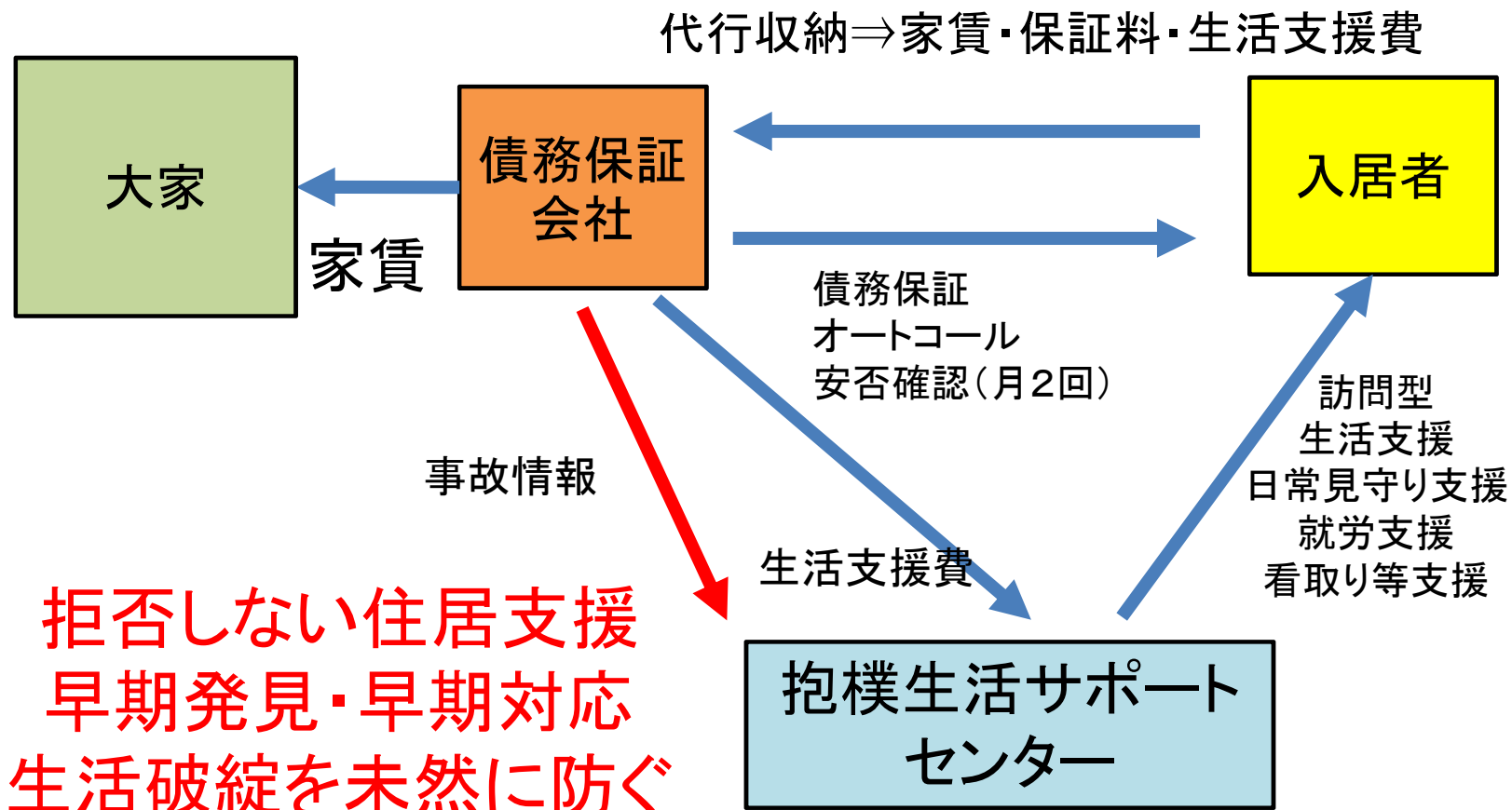
抱樸……………毎月2000円(税抜) の生活支援費

従来の債務保証



今回の事業モデル

保護世帯の場合
北九州市代理納付



抱樸居住支援事業－見守り支援付住宅

① 課題のマッチングによる新しい価値(ビジネス)創造

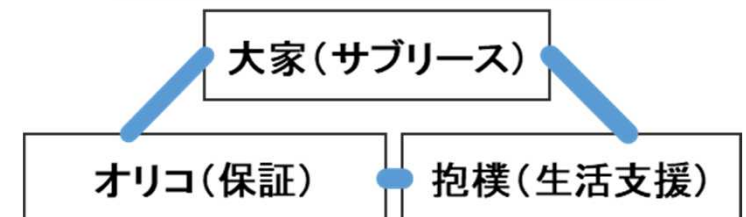
- ⇒不動産オーナー・・・空き家化問題
- ⇒債務保証会社・・・家賃滞納事故問題
- ⇒生活支援NPO・・・生活支援費用の負担問題



② 住宅確保

不動産「田園興産」(オーナー)からNPO抱樸がサブリース

- ⇒鉄筋コンクリート8階建 耐震、耐火構造
- ⇒3フロアー:71室借り上げ(内一部屋管理人室)
- ⇒管理人常駐体制 ⇒24時間相談受付(NPO)
- ⇒オリコの家賃見守りとオートコール活用



③ 生活支援付債務保証事業

属性超えた「ごちゃませ」型支援付き住宅群

- ⇒制度と非制度を組み合わせることで「断らない体制」を実現
- ⇒同一建物内に複数のスタッフが存在・相互に助け合う体制
- ⇒プラザ抱樞が大きな家族・入居者同士の助け合いと出会い

ごちゃませ型支援付き住宅

⑦介護事業所
デイサービス・訪問介護
あるいは障害A型

⑥自立援助ホーム

⑤自立準備ホーム

④日常生活支援住居施設

③障害グループホーム

②地域サロン相談窓口

①生活支援付住宅

今回新設部分

既存部分

⑦介護事業所あるいはA型作業所
(今回増設・制度)

デイ・訪問・ヘルパー・ケアマネステーション

⑥自立援助ホーム(制度増設・今後)

6室 地域交流サロン活用
児童養護施設等出身のアフターケア事業

⑤自立準備ホーム(今回増設・制度)

2室 地域交流サロン活用
刑務所出所者(生活支援付き住宅併用)

④日常生活支援住居施設(今回増設・制度)

20室 サロン1か所
常駐2名・宿直1名

③障害グループホーム(既存・制度)

2ユニット(12室) サロン2か所
支援員 5名日中常駐

②地域交流サロン相談窓口(既存・非制度)

1か所設置
地域住民と入居者の交流

①生活支援付住宅(既存・非制度)

44室
管理人常駐 相談支援員一名

①生活支援付住宅(既存・非制度)44室 ごちゃませ型支援付き住宅「プラザ抱樸」

◆プラザ抱樸の施設概要

- ①鉄筋コンクリート8階建 耐震、耐火構造建築物
- ②居室面積21.5㎡(6.5坪)、風呂、トイレ、台所、冷暖房付き、
- ③一階 現在のビデオレンタル店(282㎡)を今後改修し、福祉事業を実施。
- ④現在85室借り上げ(一部屋管理人室)

◆支援体制

- ①管理人常駐 1名
- ②24時間相談受付
- ③相談支援員配置 1名
- ④債務保証会社による家賃見守りとオートコール活用

◆支援付き住宅入居費用費用

- ①家賃:29,000円(生活保護基準)
- ②公益費:6,050円(水道料・給湯料・町費)
- ③生活支援費:2,200円
- ④OFI賃貸保証料(継続):350円(初回の1%)
- ⑤その他初期費用
敷金:58,000円(家賃2か月分)
OFI賃貸保証料(初回):35,050円(家賃+公益費)



プラザ抱樸入居者一覧

(2020年4月現在※網掛けは退去者)

番号	年齢	性別	収入源	属性	障がい	就労	
1	50代	男	就労	生活困窮		一般就労	
2	80代	男	生保	高齢・HL			
3	20代	男	親仕送り・就労	障がい	精神2級	障がい就労	
4	20代	女	生保	障がい・HL	精神2級	一般就労	退去
5	70代	男	生保	障がい・高齢・HL	療育B2		
6	40代	男	生保・年金	障がい	療育B2・精神3級		退去
7	60代	男	年金	高齢・HL			
8	70代	男	生保	高齢・HL			退去
9	40代	男	生保	障がい・HL	療育B2		
10	80代	女	年金・貯蓄	高齢			
11	40代	男	年金・就労	障がい	療育B2	障がい就労	
12	30代	男	年金・就労	障がい・HL	療育B2	障がい就労	
13	40代	男	生保	HL	突発性難聴		
14	70代	男	年金・生保	高齢・HL			
15	60代	女	年金	障がい・高齢	療育B2		
16	40代	女	貯蓄	障がい・DV	精神2級		
17	70代	男	就労・貯蓄	高齢・生活困窮		自営	
18	60代	男	生保・年金	高齢・HL			
19	70代	男	生保・年金	高齢・HL			退去
20	20代	女	生保・就労	障がい	発達障がい	障がい就労	
21	60代	男	生保・年金・就労	障がい・高齢・HL	療育B2	障がい就労	
22	50代	男	生保・就労	障がい・HL	療育B2	障がい就労	
23	20代	女	生保・就労	障がい・HL・母子	療育B2	障がい就労	
24	70代	男	生保	高齢・HL			
25	50代	女	貯蓄	DV			退去

番号	年齢	性別	収入源	属性	障がい	就労
26	70代	男	生保・年金	高齢・HL		
27	40代	男	生保	HL		
28	40代	男	生保	障がい・HL	精神2級	
29	40代	女	就労	生活困窮・DV		一般就労
30	20代	女	就労・生保	生活困窮		一般就労
31	50代	男	就労・年金	障がい・HL	療育B2	一般就労
32	60代	男	生保	高齢・HL		
33	30代	男	生保	HL		
34	20代	女	就労	社会的養護		一般就労
35	50代	男	年金	障がい	身障1級	
36	50代	男	生保・就労	障がい・HL	精神3級	障がい就労
37	70代	男	年金	高齢		
38	50代	男	生保	障がい	身障申請中	
39	70代	男	年金	高齢・HL		
40	50代	男	生保	障がい・HL	療育B2	障がい就労
41	60代	男	年金	障がい・HL	療育B2	
42	60代	男	年金	高齢・HL		
43	50代	男	生保・就労	障がい・HL	療育B2	障がい就労
44	30代	男	生保	障がい	診断中	
45	20代	男	生保・就労	障がい	療育B2	障がい就労
46	10代	女	就労	社会的養護		一般就労
47	70代	男	生保・年金・就労	障がい・高齢・HL	療育B2	障がい就労
48	10代	男	就労	障がい・社会的養護	療育B2	一般就労
49	60代	女	年金	障がい・高齢	精神2級	
50	20代	女	生保	HL		
51	70代	男	生保・年金・就労	障がい・高齢・HL	療育B2・アルコール	障がい就労

プラザ抱樸の特徴:ごちゃませ

- 1、相談経路 法人内33名、他機関18名 ※退去者含む
- 2、男女混合型 男性38名、女性13名
- 3、年齢構成(平均年齢53歳)
10代2名、20代7名、30代3名、40代8名、50代9名、60代8名、70代11名、80代2名
- 4、収入源 生保(半就労含)30名、その他21名
- 5、属性 ホームレス、高齢、障がい、生活困窮、母子、DV、社会的養護など
- 6、就労支援 51名中22名就労(うち一般就労9名)
60歳以下の場合 29名中18名(うち一般就労8名)
※グループホームは12名中11名就労



②地域交流サロンと相談窓口（既存・非制度）

1か所設置

プラザ抱樸入居者と地域住民との交流を実施

NPO法人抱樸 ボランティア部が主催

定期的に開催（現在コロナで実施不可）

地域の困りごと等の相談受付

今後は、地域で互助会を発足させ自主運営へ



③障害グループホーム(既存・制度)

1. 形式 外部サービス型共同生活支援施設

(身体介護が必要な場合はホームヘルパーに依頼)

2. 定員 12人(2ユニット)

3. 居室 全個室(居室部分洋室8畳)ミニキッチン・風呂トイレ別

4. 共有スペース サロン(食堂)2部屋

5. 費用 63100円(内訳)家賃:29,000円 公益費:6,050円 食費:26,000円

日用品費:2,200円 (駐輪場代:660円※使用者のみ)

6. 対象者

心身共に安定し、身体,知的,精神障害や難病を抱えている入院治療などが必要の無い方

7. サービス概要

主に夜間において共同生活を営むべき住居に置いて行われる相談、食事のほか必要な日常生活上の援助を行う。(障害者総合支援法第5条第15項)

8. スタッフ体制 5名体制

④日常生活支援住居施設(今回新設・制度)⇒北九州市了解済

《設備》

1. 部屋数:20室 居室面積21.5㎡(6.5坪)
居間6畳、風呂、トイレ、台所、冷暖房、ベット、完備
2. 多目的サロン:面積43㎡(入居者共有スペースを完備)

《支援体制》

1. 施設長:1名、フルパート1名、パート1名、宿直職員:1名、管理人1名
2. 連携職員:グループホーム職員3名 自立準備ホーム職員1名
3. 24時間、365日の生活支援体制を確保
4. 緊急時には、応援が可能な事業所あり(車で10分以内)。

《利用料》

1. 家賃:29,000円
2. 共益費:6,050円
3. 支援費:7,000円 ※債務保証料、敷金等:なし

⑤自立準備ホーム(今回新設・制度)

《設備》

1. 部屋数:2室 居室面積21.5㎡(6.5坪)
居間6畳、風呂、トイレ、台所、冷暖房、ベット、完備
2. 多目的サロン:面積43㎡(入居者共有スペースを完備)

《支援体制》

1. 正規職員:1名、管理人1名
2. 連携職員:グループホーム職員3名 日住職員2名
3. 日中の生活支援および24時間、365日の相談支援体制を確保
4. 緊急時には、応援が可能な事業所あり。(車で10分以内)。

《費用》

更生保護委託費より支弁。

⑥自立援助ホーム(今回新設・制度)

《設備》

1. 部屋数:6室 居室面積21.5㎡(6.5坪)
居間6畳、風呂、トイレ、台所、冷暖房、ベット、完備
2. 多目的サロン:面積43㎡(入居者共有スペースを完備)

《支援体制》

1. 正規職員:2名、フルパート1名、管理人1名
2. 連携職員:GH職員3名 日住職員2名、自立準備ホーム職員1名
3. 日中の生活支援および24時間、365日の相談支援体制を確保
4. 緊急時には、応援が可能な事業所あり。(車で10分以内)。

《費用》

家賃:29,000円

共益費:6,050円

その他は、自立生活援助費より支弁

⑦介護事業所あるいはA型作業所(今回新設・制度)

《設備》

1. 現在一階レンタルビデオ店が使用
⇒閉店の情報あり、それまでは家賃収入が見込める
2. 面積282.5㎡(85坪)
3. 相談室、休息室、風呂、共有スペース等 施設基準に
4. 定員30名(中規模デイサービス)or A型作業所

《支援体制》

1. 正規職員:5名、フルパート2名
2. 連携職員:GH職員3名 日住職員2名、自立準備ホーム職員1名
3. 日中活動、就労活動等
4. 緊急時には、応援が可能な事業所あり。(車で10分以内)。

《費用》

介護保険 or 障害福祉より支弁

サブリースモデル事業持続性について

- ①元々3～3.5万円の家賃物件を2万円でサブリース
 - ②抱樸がサブリース契約
 - ③収益構造－北九州市の住宅扶助29000円
 - サブリース差益⇒9000円（月額）
 - 生活支援付債務保証⇒2000円（月額）
- ※一部屋に付11,000円（月額）の生活支援費
- ※71室のサブリース運用で年間約937万円の収入
事業費と人件費を捻出

2019年6月29日居住支援法人の全国組織設立

代表呼びかけ人



村木 厚子

元厚生労働事務次官、津田塾大学客員教授

福祉にかかわる人々たちから、高齢者にとって必要なものは「安心できる居場所」「味方」「誇り」だと聞きます。刑務所出所者の支援をする矯正・保護関係の人たちから、立ち直りに必要なものは「居場所」と「出番」だと聞きます。両者に共通するのは「居場所」です。単なる「住居」でなく「居場所」を創るために、全国居住支援法人協議会は、「居宅と暮らしの一体的な支援」を目指します。皆様のご支援・ご協力を心からお願いいたします。



三好 修

株式会社三好不動産社長
全国賃貸住宅経営者協会連合会会長

近年、加速するITやAI化により変化する社会構造や法律改正の中で外国人労働者受け入れ拡大や少子高齢化が一段と進み、身寄りのない高齢者や外国人は住まいの確保が困難となる問題が絶えずあります。その一方で民間賃貸住宅の家主は時代とともに空室という問題を抱えており、私達はこの両者の間に立ち、皆様のご協力のもと、多様な問題を解決する仕組みを構築して参ります。今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。



奥田 知志

NPO 法人抱模理事長
生活困窮者全国ネットワーク共同代表

ホームレス支援に携わって30年が過ぎました。住まいをなくすことがどれだけ過酷であるかをつぶさに見てきました。家を失うとは、社会生活の基盤失うことであり、「ホーム」と呼べる「つながり」を失うことです。「畳の上で死にたい」とおっしゃっていたおやじさんが、アパート入居後「俺の最期は誰が看取ってくれるだろうか」とつぶやかれたことが忘れられません。「全国居住支援法人協議会」が発足します。住宅確保が困難な人が増える中、「住まい（ハウス）と暮らし（ホーム）」を一体的に支える仕組みが必要です。居住支援法人の役割は重要です。ご参加ください！共生社会を創造しましょう！

会員登録のお願い

会員種別および年会費

1号会員（総会議決権有）：1口 30,000円

2号会員（総会議決権無）：1口 10,000円

賛助会員：団体 1口 50,000円

個人 1口 3,000円

<会員種別>

1号会員 当法人の目的に賛同する指定居住支援法人及び指定を目指している団体で、かつ別に定める会費を納めた法人又は個人。総会議決権を有する。

2号会員 当法人の目的に賛同する指定居住支援法人及び指定を目指している団体で、かつ別に定める会費を納めた法人又は個人。総会議決権を有しない。

賛助会員 当法人の目的に賛同し、事業を援助・後援する者又は事業成果等の情報の提供等を受けようとする者で、別に定める会費を納めた法人又は個人。

<振込先>

城南信用金庫 営業部本店

普通預金 口座番号 859992

口座名義 一般社団法人全国居住支援法人協議会

代表理事 奥田知志

フリガナ シャ/ゼンキョクヨウ ノクケン/ホクシノクヨウ

*振込手数料はご負担くださりますよう、お願い申し上げます。

● お問い合わせ ●

一般社団法人 全国居住支援法人協議会 (略称：全居協)

事務局所在地：〒169-8527

東京都新宿区大久保 2-2-6

ラクアス東新宿

(バルシステム生活協同組合連合会内)

TEL：03-6273-8660 FAX：03-3232-6536

E-mail：info@zenkyokyou.jp

URL：https://www.zenkyokyou.jp



一般社団法人
全国居住法人支援協議会

入会のご案内



交流と研鑽、横断的な連携で 居住支援法人の発展を支えます

一般社団法人 全国居住支援法人協議会は、全国住居確保が困難な生活困窮者向けの事業を実施する団体等の相互の交流と研鑽の機会を提供し、国土交通省（住宅セーフティネット制度）および厚生労働省（生活困窮者自立支援制度）が横断的に連携できる枠組みを構築する協議会として、設立されました。
ぜひ会員として参加をご検討いただき、活動をご支援、ご協力くださりますよう、お願い申し上げます。



事業目的（定款より）

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律に基づく居住支援業務に関する情報共有、同業務の質の向上、同業務の持続的活動支援及び居住支援法第40条に規定する法人相互の連携強化を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 会員への情報提供、研修会の実施に関わる事業
- (2) 行政への政策提言、要望に関する事業
- (3) 住宅確保要配慮者、メディアへの情報提供、啓発に関する事業
- (4) その他当法人の目的を達成するために必要な事業
- (5) 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

【対象】

居住支援法人および居住支援法人を目指す団体

【主な活動（会員特典）】

- ① 全国研修会実施（居住支援法人の事業・人材育成）
- ② 情報提供（各省庁の居住に関する情報、居住支援法人事業の紹介）
- ③ 住宅確保要配慮者向け相談（居住支援法人へのつなぎ）
- ④ 居住支援法人向けの相談・講師紹介
- ⑤ 政府への提言
- ⑥ 居住支援法人設立支援

【発足準備会メンバー】

村木厚子
（元厚生労働事務次官、津田塾大学客員教授）
三好修
（三好不動産社長、全国賃貸住宅経営者協会連合会会長）
奥田知志
（NPO 法人抱樸理事長、生活困窮者全国ネットワーク共同代表）
高橋紘士
（東京通信大学人間福祉学部教授、高齢者住宅財団前理事長）
北岡賢剛
（社会福祉法人グロー理事長）
大月敏雄
（東京大学大学院工学系研究科建築学専攻 教授）
芝田淳
（NPO 法人やどかりサポート鹿児島理事長、司法書士）
石田敦史
（ビルシステム連合会代表理事理事長）
那珂正
（高齢者住宅財団理事長）
西澤希和子
（株式会社あんど代表取締役共同代表）

おわりに

希望のまちプロジェクト始動

新しい地域の創る

希望のまちプロジェクト

工藤會本部跡地をこども若者を含む
全世代を対象とした地域共生社会の
拠点として再生させるプロジェクト

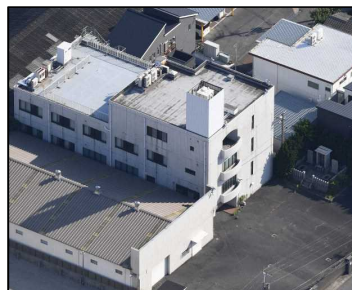
「怖いまち」から「希望のまち」へ

特定危険指定暴力団工藤會の存在が、北九州市の怖いまちというイメージ

工藤会本部事務所跡地を**多くの人が笑顔で過ごせる場所**へと再創造します。
地域に暮らす方々、子ども、若者、高齢者、生活困窮者、障がい者、
生きづらさを抱えた人々が**「その人らしく生きる」**ために**「居場所」と「出番」**を提供します。

社会福祉法人抱樸を設立し**「福祉事業を中核とした全世代型の総合的福祉施設」**の構築を目指します。
このプロジェクトは、北九州市が**「共生都市」**として発展していることの証しであり、
これまでのマイナスイメージを払拭するものとなります。

「希望のまちプロジェクト」は、「ソーシャルインパクト（社会的影響力）」を持つ
「地域共生社会のモデル」であることを多くの人々に伝え、全国的な支援を受けつつ展開したいと思います。



希望のまちプロジェクト【基本方針】

基本方針① 「希望のまち」をテーマとします

暴力団事務所という北九州市の「暗部」を象徴した場所を「共生と福祉」、つまり「いのちと希望の拠点」に変えます。これを「希望のまちプロジェクト」とします。

「希望のまち」は、「孤立する人がいないまち」であり、「助けてと言えるまち」です。

「希望のまち」は、「お互い様のまち」であり、「助けられた人が助ける人になれるまち」です。

すべての人に「居場所と出番」がある全員参加型の場所として、「希望のまち」は「ひとりも取り残されないまち」を目指します。このプロジェクトにより、苦難を抱えた地域が「共生都市」として再生し、SDG s の取組みを全国にアピールします。

基本方針② 市民参加型で構想します

NPO法人抱樸が「希望のまち検討シンポジウム」を開催します。

検討シンポジウムは、地域のニーズを伺いつつみんなで「希望のまちグランドプラン」を作成します。

地域の方々をお招きし、テーマ毎に講演会を開催し、そこで自由に意見を交換します。

出されました意見を元に有識者会議を開催し、具体的なプランにまとめていきます。

策定されたプランを全国に発信し「広範な応援団」を募ります。

基本方針③ 社会福祉法人「抱樸」が実施します

「希望のまちプロジェクト」の実施は、今後設立される社会福祉法人抱樸が責任をもって担当します。

母体であるNPO法人抱樸は、1988年から活動を開始しており、行政や国との協働事業も実施しています。

ホームレスから始まり、子ども・家族の支援、若者の就労支援、介護事業、障害福祉事業など

現在では27の総合的的事业を実施しています。

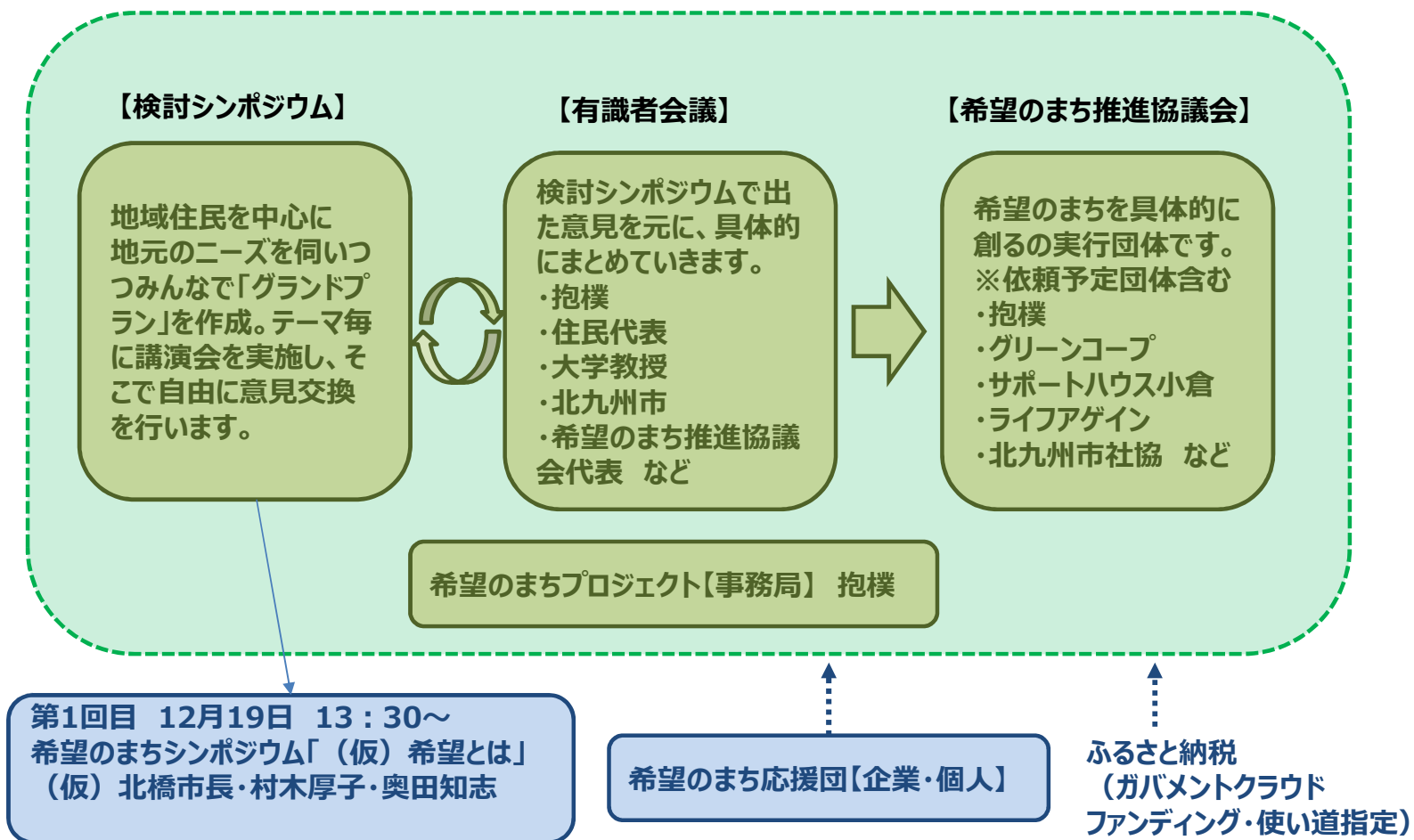
社会福祉法の第一種事業（救護施設）を中核にしつつ、制度外の事業、例えば子ども家族支援などは、

NPO抱樸との協働で「断らない体制」を構築します。社会福祉法人設立に関しては北九州市と相談を進めています。



希望のまちプロジェクト【全体図】

希望のまちプロジェクト（計画）



希望のまちプロジェクト【5つのステージ】

子ども・家族まるごと支援

- ① 集合型の学習支援
- ② 訪問型の学習支援
- ③ 子育ての支援
- ④ ひきこもり・不登校の支援
- ⑤ 自立した生活に向けての支援
- ⑥ みんな（子ども）カフェ
- ⑦ 就労 / 医療 / ゴミ屋敷 / 介護 / 更生 など家族をまるごと支援



意見交換

断らない相談

- ① 法律や医療などの各専門家も対応するよろず相談
- ② 受け入れることが前提の断らない相談
- ③ 困っている人を見つけに行くアウトリーチ型相談
- ④ 専門機関との連携
- ⑤ 伴走型支援
※問題をとり除いて“あげる”のではなく、
一緒に問題と向き合う支援

生活困窮者支援

- ① 居住支援
- ② 就労支援
- ③ 誰でも利用できる救護施設
生活保護世帯、孤立状態にある方…
- ④ 食糧支援
- ⑤ 物資支援



希望のまち プロジェクト

みんなの居場所づくり

- ① 全世代型地域サロン（みんなカフェ）
- ② おこづかい付き居場所
- ③ 地域行事の活性化（絆の再生事業）
- ④ 災害対応



意見交換

ボランティアセンター・互助会

- ① 自分の出番がある
- ② 得意を生かせる場所がある
- ③ 家族の役割を地域で分け持つ互助会
レクリエーション
互助会葬



意見交換



希望のまちプロジェクト【応援団】 ※2020年10月時点

- 代表 奥田知志（NPO抱樸理事長）
- 有識者会議議長 稲月正（北九州市立大学教授）
- メンバー 今後地域とご相談
- 顧問 村木厚子（元厚生労働省事務次官）
- アドバイザー 田島良昭（最高検察庁参与・長崎南高愛隣会顧問）

- 応援団 垣迫裕俊（北九州市社会福祉協議会会長）
林 眞琴（検事総長） 金高雅仁（元警察庁長官・日本警察協会会長）
平野啓一郎（作家） 西山太吉（元毎日新聞記者）
茂木健一郎（脳科学者） 手塚貴晴・由比（建築家）
中川五郎（歌手・作家） 杉山 春（ルポライター）
田口ランディ（作家） 三宅民夫（アナウンサー）
加藤秀樹（構想日本代表） 藤田早苗（エセックス大学ヒューマンライツ・センターフェロー）
アサダワタル（文化活動家） 清水康之（NPO法人ライフリンク代表）
坂上 香（ドキュメンタリー映画監督） 神津 里季生（連合会長）
高橋美佐子（朝日新聞記者） 若松英輔（評論家・詩人）



希望のまちプロジェクト【これまでの経緯と今後のスケジュール】

- ①2020年1月30日足立校区自治会役員・町会長への説明
- ②2020年2月3日土地所有予定者との第一回交渉
- ③2020年2月4日土地購入に関して合意 1億2500万円
- ④2020年2月5日土地購入に関して記者会見
- ⑤2020年3月購入資金について九州ろうきんと相談
- ⑥2020年4月28日土地売買・登記完了・「希望のまち」寄付開始
- ⑦2020年5月15日 足立校区新任連合会長への説明

⑧今後北九州市側と社会福祉法人設立に関する相談本格化

⑨2020年12月19日 第一回「希望のまち シンポジウム」 村木厚子氏講演会 「（仮）希望とは」メディアドーム

- ⑩2021年1月～希望のまち検討会議開催
- ⑪2022年3月 「希望のまちグランドプラン」報告シンポジウム
- ⑫2024年4月以降 社会福祉法人設立および建築工事
- ⑬2025年4月 「希望のまち」開所



応援ください！！

NPO法人抱樸の取り組み

⇒コロナ関連死を防ぐ

⇒希望のまちプロジェクト

検索👉「ほうぼく」

YouTubeにて対談等の映像配信中！

「認定NPO法人ほうぼく一抱樸」

YouTubeチャンネル登録ください！



ご清聴ありがとうございました